

泉佐個審第8号
平成19年9月28日

泉佐野市長
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 前田 徹 生

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成19年7月27日付け泉佐総第1120号で諮問のあった「大阪府後期高齢者医療広域連合との電子計算機の外部結合について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

理由 電子計算機の外部結合については、泉佐野市個人情報保護条例7条3項で、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認めるとき」に例外的に認められると規定している。本件外部提供については、公益上の必要が認められ、また、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例が施行され、それに伴う細則が準備されていることから、必要な保護措置がとられていると認められる。

付帯意見 大阪府後期高齢者医療広域連合で取り扱う個人情報については、市と同様の保護措置が取られるよう要望すること。

また、後期高齢者医療制度に関する個人情報の取扱い及び市民の権利義務等について、市民に十分な情報提供を行うこと。